

花巻市からのお知らせ

- 花巻市に別途提出する書類
- 花巻市に登録できる業種（工種）
- 書類の提出方法

花巻市に別途提出する書類

建設工事

- 市内業者（営業所等を含む）のうち土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事を希望する業者は、格付け審査書類として、**技術者名簿、主観的事項の確認書類**

建設関連

業務

- 無し

物品・役務

- **物品・役務希望業種一覧表**

花巻市に登録できる業種（工種）

建設工事

- 総務省が策定する入札参加資格審査申請に係る標準項目のうち、16工種

建設関連 業務

- 総務省が策定する入札参加資格審査申請に係る標準項目のうち、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの4業種

物品・ 役務

- 総務省が策定する入札参加資格審査申請に係る標準項目のうち、物品26（小分類にすると222）業種、役務はリースのみ1（小分類にすると12）業種

書類の提出方法等

提出期間

令和4年11月1日～令和4年11月30日

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

提出方法

メール、郵送、持参

その他連絡事項

- ・花巻市物品購入等入札参加資格の有効期間は、現在令和6年3月31日までとなっておりますが、共同化に伴い令和5年度も引き続き入札に参加する場合は、今回新たに申請が必要となります。
- ・当該手続き（必要書類等を記したもの）について、現名簿登載者全員に通知します。また、10月上旬にホームページにも掲載します。